

## I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年5月27日現在

～2026年6月25日

2026年6月26日～

<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>( I P 通信網契約申込みの承諾)</p> <p>第10条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) I P 通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>( I P 通信網契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第13条 I P 通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定により I P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>( I P 通信網契約申込みの承諾)</p> <p>第10条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) I P 通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出し、<u>もしくは虚偽の申告をしたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>( I P 通信網契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第13条 I P 通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定により I P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p>
--	--

(1)～(3) (略)

(4) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5)～(10) (略)

第14条 (略)

(当社が行う I P通信網契約の解除)

第 15 条 当社は、第 24 条 (利用停止) の規定により I P通信網サービスの利用を停止された I P通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、I P通信網契約者が第 24 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P通信網サービスの利用停止をしないでその I P通信網契約を解除することがあります。

3 前 2 項に規定するほか、I P通信網契約者に提供した I P通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P通信網契約を解除することがあります。

(1)～(3) (略)

(4) I P通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出し、もしくは虚偽の申告をしたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(5) ～(10) (略)

第14条 (略)

(当社が行う I P通信網契約の解除)

第 15 条 当社は、第 24 条 (利用停止) の規定により I P通信網サービスの利用を停止された I P通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、I P通信網契約者が第 24 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P通信網サービスの利用停止をしないでその I P通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その I P通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P通信網契約者にそのことを通知します。

4 当社は、前3項の規定により、そのIP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。

5 前4項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、そのIP通信網契約を解除することがあります。

第16条～第23条（略）

（利用停止）

第24条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

（1）～（5）（略）

2 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社に当該要請に基づき捜査機関が定める期間、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、捜査機関及び総務省に対し当該IP通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利

4 前3項に規定するほか、IP通信網契約者に提供したIP通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いものとして解除等の措置要請を受け、又は、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのIP通信網契約を解除し、又は当該IPセントレックス番号を廃止することがあります。

5 前4項に規定するほか、別冊に別段の定めがある場合は、そのIP通信網契約を解除することがあります。

第16条～第23条（略）

（利用停止）

第24条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

（1）～（5）（略）

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

<p><u>用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号、I P 電話番号、契約者回線番号又は追加番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。</u></p> <p>3 <u>当社は、前 2 項の規定により I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を I P 通信網契約者に通知します。</u></p> <p><u>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>3 <u>前 2 項に規定するほか、当社は、特殊詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高いものとして、(1)当該犯罪を防止するために捜査機関から利用停止の措置要請を受けた場合、又は(2)当社が利用停止の措置の必要性を認めた場合は、(1)においては当該要請に基づき捜査機関が定める期間、(2)においては当社が相当と認めた期間、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、捜査機関及び総務省に対し当該 I P 通信網契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。</u></p> <p><u>なお、当社は、本項に基づく別冊に定める付加機能（番号追加機能に限ります。）に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる I P セントレックス番号、I P 電話番号、契約者回線番号又は追加番号を I P 通信網契約者に付与することがあります。</u></p>
<p>第25条～第52条（略）</p>	<p>第25条～第52条（略）</p>
<p>別記（略）</p>	<p>別記（略）</p>
	<p><u>附 則（令和 8 年 5 月 26 日 C A S 企第 000400009186-01 号）</u></p> <p><u>この改正規定は、令和 8 年 6 月 26 日から実施します。</u></p>